～信州大学「キャリアデザイン入門」～

松本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組み

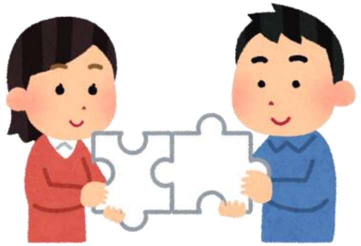

松本市　人権・男女共生課
男女共生担当

男女共同参画って？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会」（基本法第２条）

→簡単に言うと…

「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」

☞一人ひとりが豊かな人生を送るために必要なこと

あなたの心に潜むジェンダーバイアス

女性は結婚したら、仕事を辞めて家庭に入るべき

女性が一人で焼き肉に行くのは恥ずかしい…

リーダーはやっぱり男性！

男なのに人前で泣くなんて恥ずかしい

これらはすべて、身近なジェンダーの問題

男はしっかり稼いで、家族を養わないと！

子育てはやっぱりママが一番！

「女の子はおしとやかに」
「男の子はたくましく」

※ジェンダー（gender）：生まれた時の性別（sex）に対し、社会的・文化的につくられた性のこと。

男女共同参画はＳＤＧｓにも関係している

人口の半分を占める女性・女児の生きづらさや様々な障害に目を向けることで、経済成長や教育、貧困などの多くの問題が解決すると期待されている。

ジェンダーで見る世界の中の日本

男女共同参画でよく使われる世界的な指標として、

ＧＧＩ（ジェンダー・ギャップ指数）

・「世界経済フォーラム」（ダボス会議）が毎年実施している調査

・男女間の格差を「政治」「経済」「教育」「健康」の４分野の指標を用いて測定

・０が完全不平等、１が完全平等

例）0.21…男女格差が大きい　0.95…男女平等に近い

さて、最新データで
日本は世界の中で何
位だと思いますか？

ジェンダー・ギャップ指数の数値と変化

正解は、153カ国中、121位

ジェンダー・ギャップ指数ランキング　2019年

順位	国	指数
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
-	-	-
53	アメリカ	0.724
-	-	-
121	**日本**	**0.652**
153	イエメン	0.494

※153カ国中

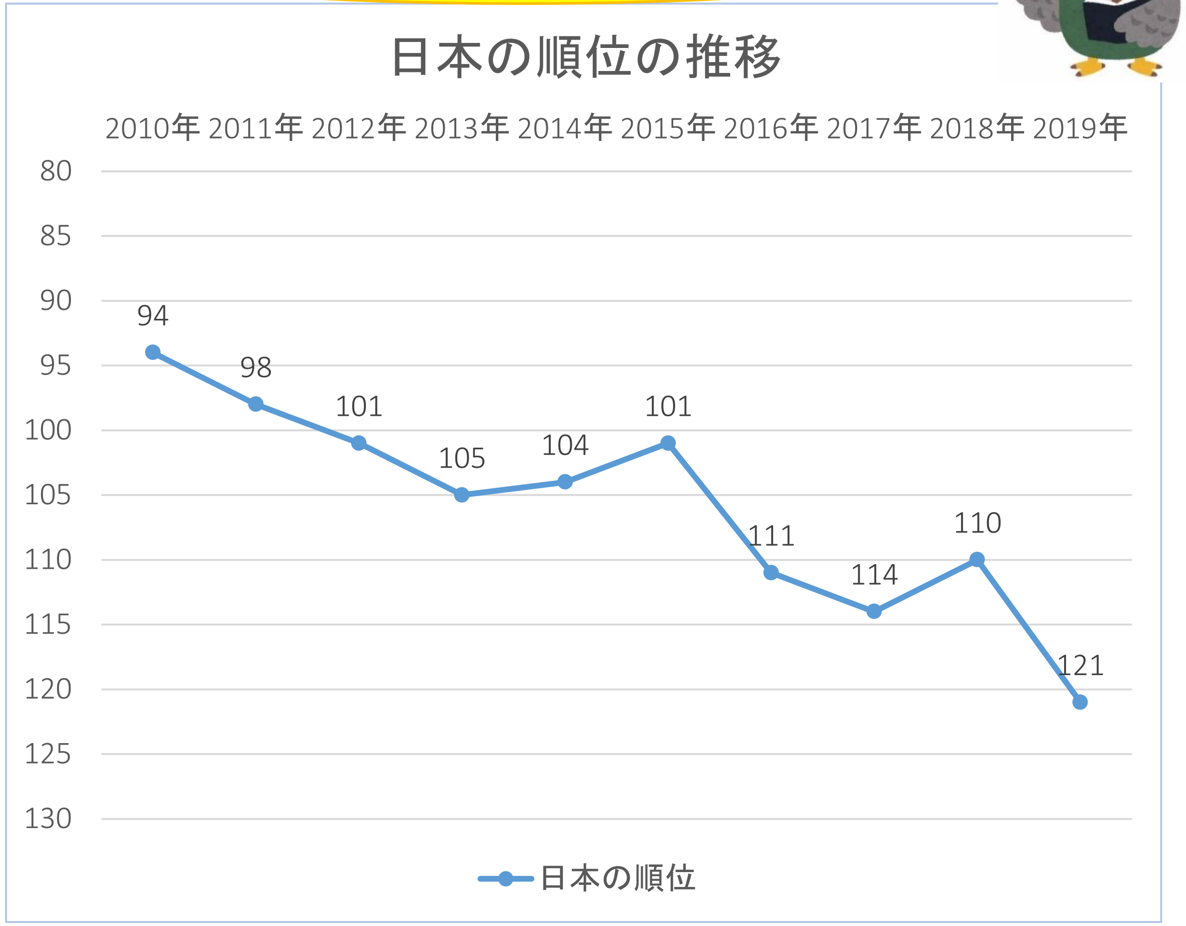

日本のＧＧＩが低い原因

ジェンダー・ギャップ指数の項目「政治」「経済」「教育」「健康」の４分野のうち、日本は「経済」「政治」の数値が低い。

項目	数値	順位
政治	0.049	144位
経済	0.598	115位
教育	0.983	91位
健康	0.979	40位
総合順位	**0.652**	**121位**

政　治

- 女性議員の割合 ―10.2%（衆院）
- 女性閣僚の割合 ―２人
- 女性の国家元首の在任年数 ―0！

経　済

- 男女の賃金差　―約75%
- 管理職に占める女性の割合　―14.8%

人口の半分は女性ですが、議員に女性が少ないと政治の場で国民の声を正しく反映していると言えるでしょうか？
同じ仕事をしていても男女で賃金格差があるのはなぜでしょうか？
「女性の社長」と聞いて、思い出せる人はいますか？

女性の働き方とM字カーブ

突然ですが、あなたは結婚しても、子どもが生まれてもずっと働き続けたいですか？
また、あなたのパートナーに、子どもが生まれてもずっと働いてもらいたいですか？

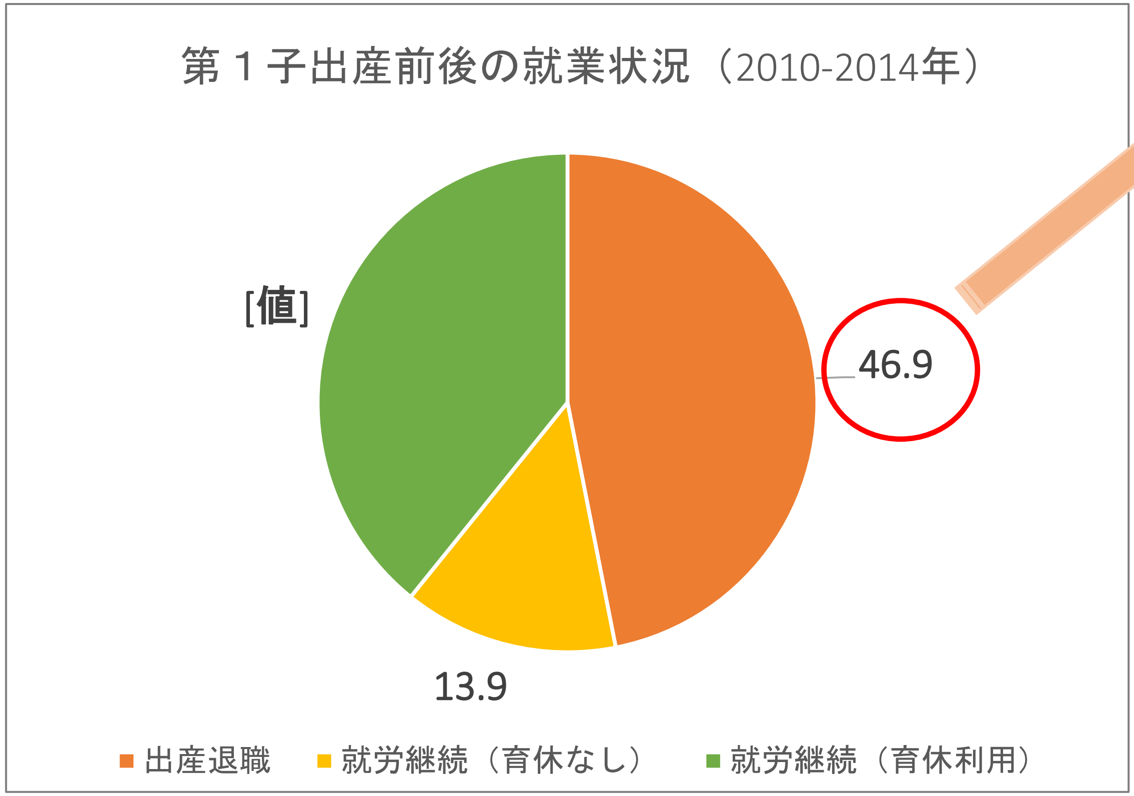

約半数の女性が、第１子の出産を機に仕事を辞めているという現実

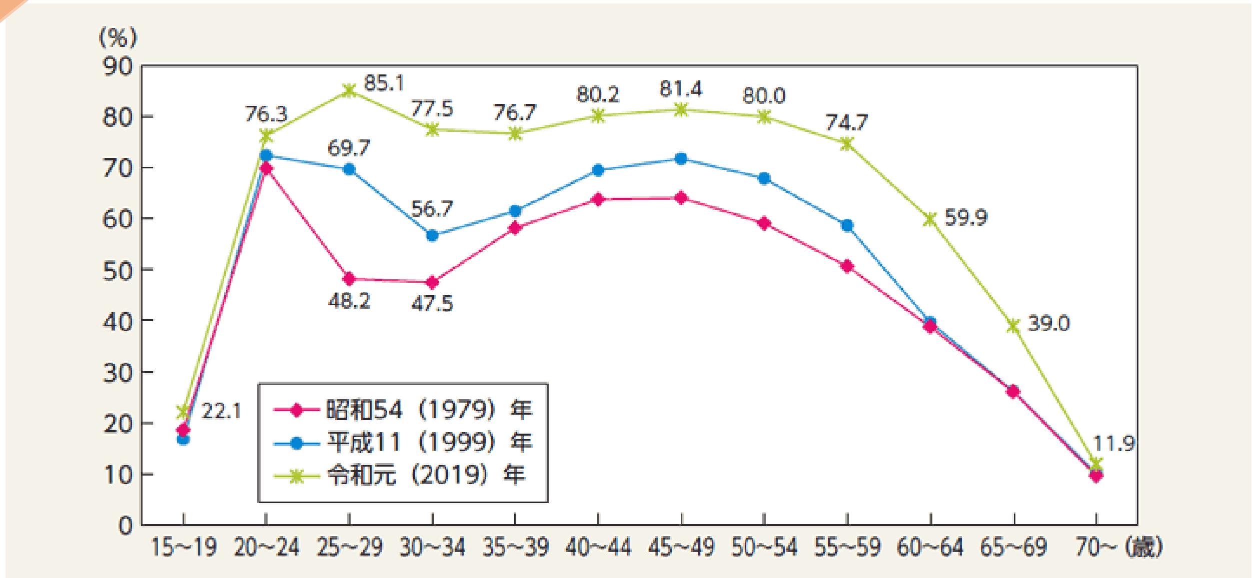

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
２．労働力率は，「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。

令和２年度版 男女共同参画白書より

共働き世帯の増加とその内訳

平成９年に共働き世帯が専業主婦世帯
を逆転。以降、共働き世帯が年々増加

大半は、妻がパートの共働きによる増加

Ｉ－特－11図　共働き等世帯数の推移

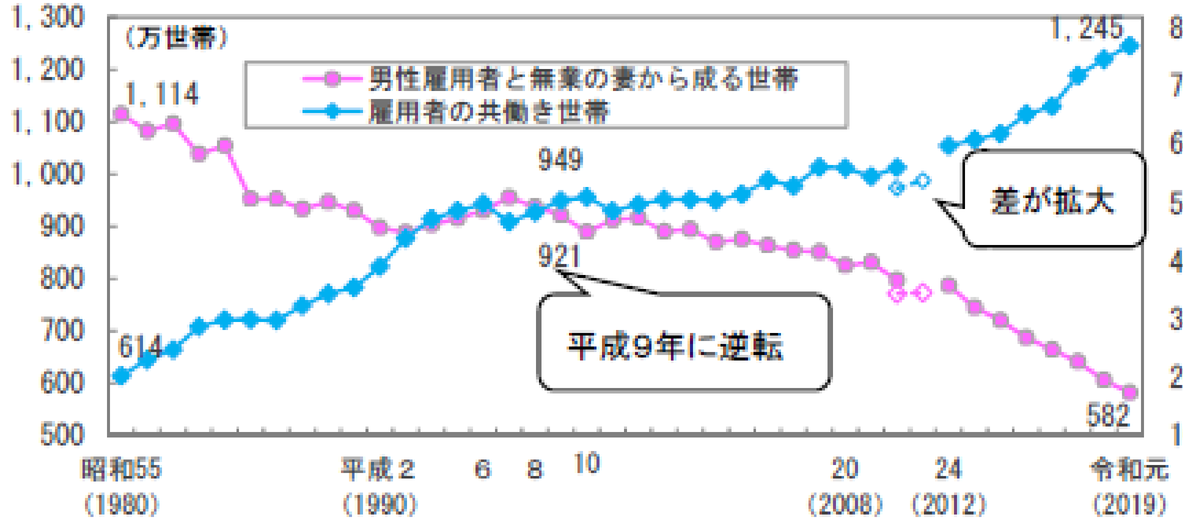

Ｉ－特－12図　妻の就業時間別共働き世帯数の推移

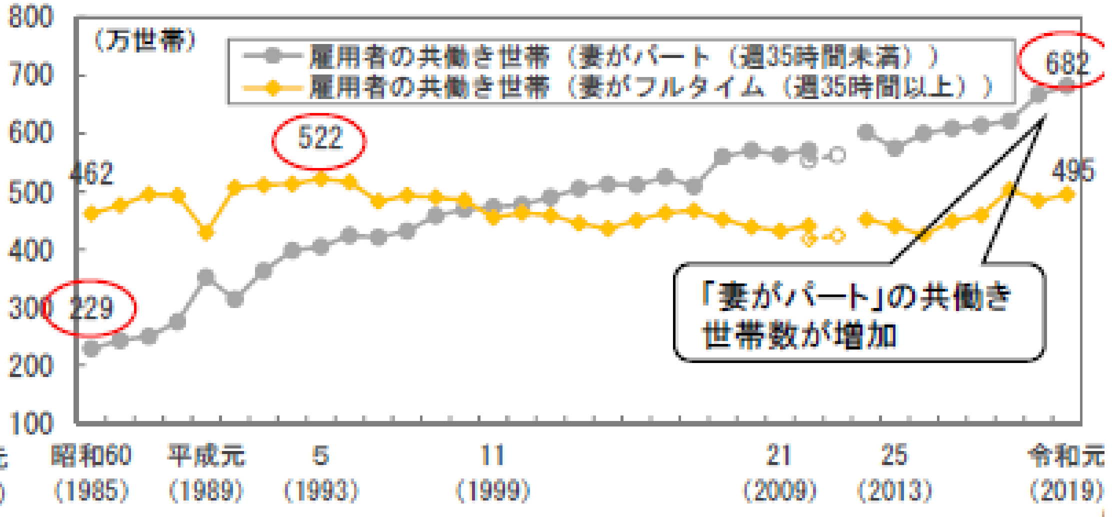

（出典）総務省「労働力調査特別調査」「労働力調査（詳細集計）」

令和２年度版男女共同参画白書より

男女の賃金格差は、令和元年度は男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性は74.3

男女の「格差」に注目する

男女の格差がある社会は、男女共同参画が達成されていない社会と言えます。よく話題となる格差に次のようなものがあげられます。

- 男性の家事・育児参画の低さ（＝女性の家事・育児労働の多さ）
- 男性の自殺率の高さ
- 女性の理工系分野への進学率の低さ
- 女性の大学院進学率の低さ
- 女性の自治会長の割合に占める低さ
- 女性の管理職の割合に占める低さ

・・・など、社会にはまだまだ多くの格差が残っています。

男女共同参画に関する主な法律や計画

【国】

・「男女共同参画社会基本法」（H11年施行）
・「男女雇用機会均等法」（S61年施行）
・「女性活躍推進法」（H28年施行）
・「候補者男女均等法」（H30年施行）
・「第４次男女共同参画基本計画」※現在、第５次計画策定中

この他にも多くの法律や条例、計画等があります

【松本市】

・「松本市男女共同参画推進条例」
・「第４次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画」

市はこれらに基づいて事業を展開

松本市の男女共同参画ー主な取組みの柱

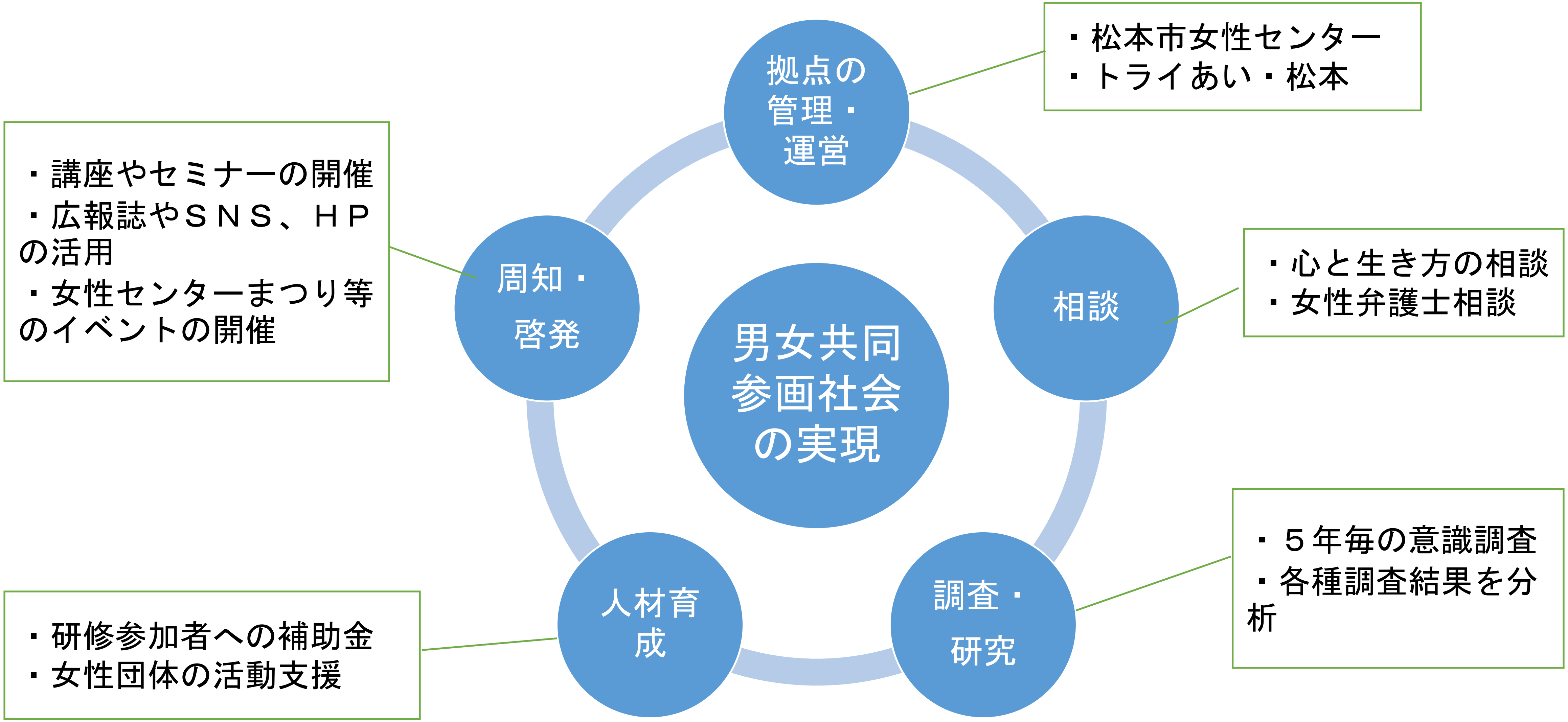

松本市の男女共同参画の拠点

松本市女性センター（パレア松本）

- 平成11年開設
- Ｍウイング３階に併設
- 女性の社会参画、男女共同参画のための取組みを行う

トライあい・松本

- 昭和47年「働く婦人の家」として開館　※平成15年に名称変更
- イオンモール松本の西隣り
- 主に労働者向け、あるいは就労につながる取組みを行う

相談事業

　全国の女性センターには、「女性ならではの悩みや相談」が持ち込まれるようになった歴史がある。

　現在では、女性に限らず、男性も、性にとらわれない人も含めて相談を受付けている。

〇心と生き方の相談（ほぼ毎日実施）

・一般電話相談：電話でカウンセラーが話を聴く

・男性電話相談：男性からの悩みを男性相談員が聴く

・面接相談　　　：対面でカウンセラーが話を聴く

〇女性弁護士相談（月に２回実施）

　女性からの法律的な困りごとを女性弁護士が相談にのる

周知・啓発事業

○講座・セミナーの開催

年間を通じて、男女共同参画に関する講座を３０～４０回実施

例）離婚法律セミナー、女性起業家セミナー、デートＤＶ防止出前講座、コミュニケーション講座等

○広報まつもと、Facebook、市ホームページによる情報発信

○女性センターまつりの開催

○男女共同参画週間のＰＲ

人材育成、調査研究

【人材育成】

・女性指導者研修事業補助金

　男女共同参画に関する研修に参加した女性へ、参加に関係する費用を一部補助

・女性団体の活動支援

　活動場所の提供、視察用のバスの手配、事務的補助等

【調査研究】

・「男女共同参画・人権に関する意識調査」の実施

　５年に一度、市民を対象に行い、意識の変化や傾向を分析

・国、県などの各種調査結果の分析

→市の施策に反映させる

まとめ

「男女共同参画」の視点を常に持ち続ける

☞知らず知らずのうちに、バイアスを受け入れていないか？
自分の頭で、立ち止まって考えてみる
社会をつくっていくのは、行政ではなく、市民一人ひとりの意識と行動

☞（男女共同参画に関わらず）既にある施設や情報を活用

→**男女共同参画社会の実現は、誰にとっても暮らしやすい社会**
（男性・女性、性的少数者、障害者、子ども、高齢者…）